

平成 30 年 7 月 16 日

神戸市いじめ問題再調査委員会 様

神戸市長 久 元 喜 造

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 30 条第 2 項に基づき、法第 28 条第 1 項により調査された垂水区市立中学校生徒自死事案に関する調査を行っていただくようお願いします。

なお、調査にあたっては下記事項に留意していただきますようお願いいたします。

記

1. 当該調査においては、法及びいじめ防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定、平成 29 年 3 月改定）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文科科学省）に従い、次の事項について重点的に調査を尽くすこと。
 - (1) 当該生徒に何が合ったのかという事実関係を明らかにすること。
 - (2) (1)で明らかにした事実について、法第 2 条第 1 項に規定するいじめの定義により、いじめの有無を客観的に評価認定すること。
 - (3) いじめの事実と自死との関係の有無を明らかにすること。
 - (4) 上記の結果を踏まえ、いじめの事実に対する当該校の対応並びに自死発生後の当該校及び神戸市教育委員会の重大事態に対する対応の問題点について明らかにしたうえで、具体的な再発防止策を提言すること。
2. 当該調査の結果について報告書を作成し、年内を目途として報告すること。